

企画提案仕様書（令和6年度）

- 1 件名 教育に関する意識調査等業務委託
- 2 委託期間 契約確定日の翌日から令和7年3月31日まで
- 3 支払方法 完了後一括払いとする。

4 業務目的

本区の教育振興基本計画について、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする「(仮称)教育推進プラン・江東(第3期)」(以下「計画」という。)の策定にあたり、計画の基礎資料とするため「教育に関する区民意識調査」を実施し、調査結果の分析を行う。併せて、その分析結果等に基づき、教育に関するニーズや課題等を抽出し、計画の骨子案(たたき台)を作成する。

5 委託内容

(1) 基礎データの整理及び分析

ア 社会経済情勢の動向

社会経済情勢の変遷および短期的・中長期的な展望、国および区の人口動態や出生率の変化、国における各種政策等

イ 国や都の教育政策

教育振興基本計画など教育に関する各種計画、教育に関する関連法令及び条例、教育に関する予算、中央教育審議会における検討内容、学習指導要領等

ウ 区の教育施策

教育に関する意識調査(令和2年度実施)、江東区教育施策大綱、教育推進プラン・江東(第2期)、江東区教育理念、江東区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書、江東区放課後こどもプラン、こうとう学びスタンダード定着度調査結果報告書、江東区立学校における働き方改革推進プラン等

エ 区の施策

江東区長期計画、江東区こども・子育て支援事業計画、江東区障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、江東区青少年健全育成基本方針等

オ 他自治体の動向

特別区や教育分野において先進的な取組を行っている他自治体の動向等

(2) 意識調査の実施・分析・報告

ア 調査概要

(ア) 対象者と想定調査数

- ① 江東区民（18歳以上無作為抽出） 2,000件
- ② 江東区に在住する小学生（高学年） 1,500件
- ③ 江東区に在住する中学生 1,500件
- ④ 上記③、④の保護者 3,000件

(イ) 対象者名簿の提供方法

区から対象者名簿と対象者が印字された宛名ラベルを提供する。

(ウ) 調査方法

原則、郵送配布、Web回答とする。

なお、配布は日本郵便株式会社のサービスを利用すること。

(エ) 設問数

江東区民 30問程度（付問含めて50問程度）

小中学生 30問程度（付問含めて50問程度）

保護者 30問程度（付問含めて50問程度）

(オ) その他

案内文に本調査概要を説明する音声コード（Uni-Voice）を入れること。

① 音声コード（Uni-Voice）は、印刷物の下端に配置すること。

② 視覚障害者が触覚により音声コード（Uni-Voice）の位置を確認できる
よう、音声コード（Uni-Voice）用の半円切り欠き加工を施すこと。

また、回答用Webページは、音声読み上げサービスに対応すること。

イ 調査実施

(ア) 調査協力依頼文の作成・印刷

保護者への依頼文は、小中学生の依頼文と1枚で作成することも可。

(イ) 設問（調査票）の設計、作成

設問は、区の意向を聞きながら設問等の設計を行い、調査票を作成すること。

(ウ) 調査協力依頼文の発送

- ・調査協力依頼文を封入・封緘し、区が提供した宛名ラベルを貼付し発送する。なお、保護者への配布は小中学生と同封とする。
- ・封筒は、区からの調査依頼であることが分かるよう工夫し、印刷すること。
- ・封筒（長3）は区が支給する。
- ・封筒の受領、封筒への印刷及び調査票発送に係る経費は、受託者が負担する。

ウ 集計・分析

(ア) 単純集計表の作成

(イ) 分析内容に則した観点から項目を設定し、クロス集計を行う。また、必要に応じて設問間でのクロス集計も行う。

(ウ) 集計内容、分析項目等については、事前に区と協議のうえ作成する。

(エ) 集計データ

Microsoft Excel形式にて集計、CD-R、DVD等の媒体で提出する。

エ 報告書

(ア) 集計・分析結果のほか現状と課題を含み、140頁程度とする。

(イ) 電子データ（ワード及びPDFファイル）をCD-R、DVD等の媒体で提

出すること。印刷等は区で行う。

オ 調査スケジュール (予定)

令和6年8～9月	設問内容の設計・確定
10月中旬	調査票の発送
11月上旬	調査票の回収、調査結果の集計
12月	集計・分析・課題等の抽出、調査報告書(案)提出
令和7年2月	調査報告書データ納品

(3) 計画の骨子案(たたき台)作成

基礎データの整理・分析、意識調査の結果等を踏まえ、具体的な施策の提案を行うとともに、プランの骨子案(たたき台)を作成し、区に電子データ(ワード及びPDFファイル)を提出する。※納品は2月又は3月を予定。

(4) 策定委員会及び検討委員会の運営補助

策定委員会(年2回)及び検討委員会(年2回)に区が指定する都度出席し、資料作成、課題整理、助言等を行う。出席者は委託内容について理解している者が出席し、会議の円滑な運営を補助できるようにすること。

(5) 計画への子ども等の意見反映の手法の提案

子ども基本法では、子ども施策の策定等に当たり、子ども等の意見の反映させるための措置を講ずるものとされているが、本計画への反映手法を提案すること。

6 個人情報取り扱い等

- (1) 個人情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する特記条項」を遵守すること。
- (2) 本委託の履行に当たり、受託者は江東区情報セキュリティポリシー及びその他関係法令を遵守すること。

7 留意事項

- (1) 受託者は、区担当者と打合せを密にし、業務の進捗に支障のないようにするとともに、業務の進捗状況について確認のうえ適宜報告すること。なお、打合せの内容については、受託者は毎回議事録を作成し、双方で共有すること。
- (2) 本業務により完成した成果物の著作権等の権利は、全て区に帰属するものとし、無断で他の目的に使用してはならない。
- (3) 本仕様書に定めのない事項又は疑義のある場合、その都度、双方協議の上、実施するものとする。

8 担当

江東区教育委員会事務局庶務課教育政策調整係
電話：03-3647-8542(直通)